附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十九条第一号及び第八十一条の三第一号の改正規定は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

○環境省令第十号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日　　環境大臣　細野　豪志

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し及び同条第一項中「環境管理技術室」を「除染渉外広報室」に改め、同条第二項中「環境管理技術室」を「除染渉外広報室」に、「次に掲げる事務」を「除染等の措置等（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十五条第一項に規定する除染等の措置等をいう。）に関する国際協力、国際機関及び国際会議並びに海外との連絡並びに広報に関する事務」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「環境管理技術室」を「除染渉外広報室」に改める。

附則に次の一項を加える。

（水・大気環境局総務課除染渉外広報室の設置期間の特例）

3　水・大気環境局総務課除染渉外広報室は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十一号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日　　環境大臣　細野　豪志

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「北海道地方環境事務所」の下に、「、東北地方環境事務所」を加える。

第二条を次のように改める。

（地方環境事務所に置く課等）

第二条　地方環境事務所に、次に掲げる課を置く。

総務課

庶務課（東北地方環境事務所に限る。）

廃棄物・リサイクル対策課（北海道地方環境事務所を除く。）

環境対策課

放射能汚染対策課（東北地方環境事務所及び関東地方環境事務所に限る。）

除染等推進第一課（東北地方環境事務所に限る。）

除染等推進第二課（東北地方環境事務所に限る。）

除染等推進第三課（東北地方環境事務所に限る。）

除染等推進第四課（東北地方環境事務所に限る。）

除染等推進第五課（東北地方環境事務所に限る。）

国立公園・保全整備課

野生生物課

第三条の見出し中、「総務課」の下に「及び庶務課」を加え、同条第十一号を次のように改正する。

十一　国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

第三条第十五号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の二号を加える。

十五　東日本大震災復興特別会計の経理に関すること。

十六　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

第三条に次の一項を加える。

2　庶務課を置く場合には、第二十条に基づき、前項に規定する事務を分掌する。

第四条第十五号中「第七条」を「第八条」に改める。

第十九条を第二十条に改め、第十八条の表の第六条第七号から第十四号まで及び第十八号（国立公園に係るものに限る。）に掲げる事務の項中「第六条」を「第七条」に、同表の第七条第十二号から第十四号まで、第十六号から第十八号まで、第二十一号（国指定鳥獣保護区に係るものに限る。）及び第二十二号（国指定鳥獣保護区に係るものに限る。）に掲げる事務の項中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第十九条に改め、第六条から第十七条までを一条ずつ繰り下げる。

第五条第十八号及び第十九号を削り、第二十号から第二十四号までを二号ずつ繰り上げ、同条の次に次の一条を加える。

（放射能汚染対策課、除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課、除染等推進第四課及び除染等推進第五課の所掌事務）

第六条　放射能汚染対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課、除染等推進第四課及び除染等推進第五課の所掌事務に関する総合調整に関すること（総務課及び庶務課の所掌に属するものを除く。）及び関係地方公共団体との連絡調整に関すること（東北地方環境事務所に限る。）。

二　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第十六条に基づく報告の受理に関すること（東北地方環境事務所に限る。）。

三　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（以下「施行規則」という。）に規定する確認に関すること（東北地方環境事務所に限る。）。

四　施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること（東北地方環境事務所に限る。）。

五　指定廃棄物（放射性物質汚染対処特措法第十九条に規定する指定廃棄物をいう。次号において同じ。）の指定に関すること（東北地方環境事務所に限る。）。

六　放射性物質汚染対処特措法に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（指定廃棄物の保管及び特定廃棄物（同法第二十条に規定する特定廃棄物をいう。）の収集、運搬、保管又は処分に係るものに限る。）（東北地方環境事務所に限る。）。

七　放射性物質汚染対処特措法第三十一条第三項の規定による台帳の作成及び管理に関すること。

八　放射性物質汚染対処特措法に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（除染特別地域（同法第二十五条第一項の除染特別地域をいう。）に係る除染等の措置等（同項に規定する除染等の措置等をいう。）に係るものに限る。）。

2　除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課、除染等推進第四課及び除染等推進第五課を置く場合には、第二十条に基づき、前項第二号から第八号に規定する事務を分掌する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の三項を加える。

（庶務課の設置期間の特例）

2　第二条の庶務課は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染対策課の設置期間の特例）

3　第二条の放射能汚染対策課は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。